



令和8年1月発行

ファーマーズ通信

<編集・発行> 田子町農業委員会 〒039-0292 青森県田子町大字田子字天神堂平81
TEL 0179-20-7120 E-mail:takko1101a@town.takko.lg.jp

た場話て和研れ結が究がすと を青月賞北堂時 かでのなす料 予調比
へし練八究かび最が、るし尾獲年にを大々間一にあ向がる不結測查較内
意て習年にならつ優人自のて形得農東受会とで人しる上るこ足論精、分容
氣おし三励もい秀に分は多さされ業京賞に發、あまこにことと度③析は、
込りて月む課て賞評が緊くられ者でしお表緊たしとはと、で補しの A
ん、いのと題よと価行張のはま会行、いし張りた。追うて、検 I ②①
で全き発と解かいさつす人、し議わ令てたしし10 檢肥更收施。検肥によ米肥
お国た表も決つうれてる前一たへれ和も結な分 証がに量肥後する内容
り大いににのた結きで發のる八最果、らも持
まし会一向、た。果そただ話表切全年優明果食に系の生育質の
し出とけ令めこにれ研を者符国三秀東ら的味つと肥



写真右：表彰式で、最優秀賞の賞状を受け取る様子
左：自分の研究内容を発表する尾形さん

東北農村青年会議のプロジェクト発表で最優秀賞受賞
尾形徹也氏（清水頭）が全国大会出場決定！

資源ごみ
雑紙収集

■土地の相続登記はお済みですか？期限は令和9年3月31日まで！

令和6年4月1日から**相続登記の申請が義務化**となっております。

不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をすることが義務となり、令和6年4月1日より前に相続した不動産も相続登記の義務の対象です。この場合は、令和9年3月31日までに相続登記をしていただく必要があります。

正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性がありますのでご注意ください。

最短で申請をしなければならない方の期限は、あと1年ほどです。1年はあつという間です。農閑期のうちに、申請手続きに着手しましょう。

農地の相続登記が完了した場合は、農業委員会への届出も必要となります。

相続登記の申請は、

“司法書士へ依頼”“法定相続人がこれ以上増える前にお早めに”

■農地バンクへ登録してみませんか？

新着あり
権利設定実績あり

令和5年9月から開始しました農地バンク事業ですが、申込のあった情報は毎月月末に町ホームページ上で最新情報を更新しております。

情報の登録には、申込書を提出する必要があるため、登録を希望する方は、農業委員会までお越しください。

●令和7年10月～12月中に新規登録のあった農地
石亀地区 売買希望 2筆 来満地区 売買希望 1筆

●令和7年12月末時点の登録状況

売買希望 20筆 貸借希望 47筆 合計 67筆

田子町 農地バンク 検索



女性農業委員考案レシピ★

…大根とさばの漬物…



【材料】

| | |
|--------|------|
| 大根 | 中1本 |
| しめさば | 1枚 |
| 生姜 | 中1個 |
| らっきょう酢 | 1カップ |
| もち米 | 1合 |
| 酒 | 半カップ |



【作り方】

- ① 大根は皮をむき短冊切りにし、ビニール袋に入れ、らっきょう酢を加えて2～3日漬ける。
- ② もち米は、酒を入れて炊く。
- ③ 生姜は千切り、しめさばは薄めに切り、ビニール袋に入れてらっきょう酢を加えて1時間漬ける。
- ④ ①と③でできたもののビニール袋の底を少し切り取って水切りをし、もち飯とまぜながら樽に漬ける。
- ⑤ 飯に味が染み込んだら完成！

★ 漬物レシピを使った応用レシピもあります。知りたい方には伝授しますよ！

（農業委員 山市礼子）

農業委員会活動予定表

農業委員・推進委員は、このような活動も行っております。

総会審議が必要な案件は、毎月25日が申請締切です。（ただし、25日が閉庁日の場合は、前開庁日となります。）

- ・1月7日（水） 農業者年金研修会
- ・1月13日（火） 農業委員会総会
- ・2月10日（火） 農業委員会総会
- ・2月～3月（予定） 農業者年金戸別訪問
- ・3月11日（水） 農業委員会総会

■大型特殊免許又はけん引免許を取得してみませんか？

青森県営農大学校では毎年、農業機械の効率的かつ安全な利用を推進とともに、取扱操作と農作業安全に関する知識・技能を習得させることを目的に「農作業安全研修」を実施しております。

また、この研修に参加することで、大型特殊免許又はけん引免許（いずれも農耕作業用自動車限定）の取得に向けた研修も行われます。

既に就農している方及びこれから就農する方で免許を取得していない方は、研修の受講を検討してみてはいかがでしょうか。

申し込む場合は、市町村を経由しての申込みとなりますので、希望される方は、役場産業振興課（☎ 20-7115）へご相談ください。

※令和7年度中の研修は既に終了しているため、例年行われている日程等をお知らせいたします。

募集期間：4月下旬～5月中旬

研修期間：7月下旬～11月中旬のうち、学校で指定した連続する5日間（大特は4日間）

※研修期間が複数回あり、そのうち希望する回を選択していただきます。



■農地パトロールの結果報告 及び 遊休農地解消事例紹介

10月から11月にかけて農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地パトロールを行いました。調査時の農地への立ち入りに関し、所有者の皆様には、ご理解ご協力を賜りまして、誠にありがとうございました。

今年度の農地パトロール結果を報告させていただきます。

令和7年度農地パトロール結果

① トランクター等で耕起すれば利用可能な農地 1,650,980m² (165.0ha)

② のイメージ



② トランクター等のみで耕起できないが重機との併用で利用可能な農地 376,865m² (37.6ha)

③ 重機を使用しなければ到底復旧できない農地 281,222m² (28.1ha)

ご自身の所有農地のうち、未利用農地がある場合は、下記の注意事項をご一読いただければ、草刈りや耕起等の保全管理作業に努めていただきますようお願いいたします。

▼注意事項▼

草が伸びた状態あるいは生い茂っている状態の農地では、

① 病害虫の発生が想定され、隣接農地の作物へ病気を移してしまう。

② 鳥獣の住処となり、隣接農地の野菜等が食害に遭う。

③ 鳥獣が人里に近づくことで、人的被害や営農意欲の減退を招くおそれがある。

農地の利活用は所有者の判断に任されますが、保全管理が行われていない場合、上記のように近隣の方々へ迷惑をおかけする場合があります。



ここでは、現状をお伝えするだけではなく、遊休農地の解消事例についてご紹介します。ご自身で解消する場合や、隣接農地の方等から相談があった場合の参考にしてください。

例1) 多面的支払交付金を活用して、景観植物を作付けした。

例2) 他業種との連携を図って再生作業を行い、そば、小麦、大豆などの作付けをした。

例3) 鳥獣被害の緩衝帯として侵入防止柵を設置した。など

町では、耕作放棄地の再生作業にかかる経費補助も行っています。
活用希望の方は、ぜひ産業振興課へご相談ください。

